

ならない。

(転学科)

第32条 学内で他の学科に転科を志願する学生があるときは、学部長は、学部教授会の意見を徴した上で、転学科を許可することができる。

(退学及び再入学)

第33条 やむを得ない理由により本学を退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

2 所定の成績評価を得られない者については、成業の見込みがないものとして、退学を勧告する。

3 前2項の規定により本学を退学したものが再入学を願い出たときは、選考の上、学部教授会の意見を徴した上で、学長がこれを許可することがある。

4 再入学の許可に当たっては、目的、動機及び基礎学力等が十分であることを条件とする。

(除籍)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、学部教授会の意見を徴した上で、学長が除籍する。

(1) 第10条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

(3) 督促を受けてもなお履修届を提出しない者

(4) 成業の見込みのない者

(5) 第29条第3項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

第6節 賞罰

(表彰)

第35条 学生として表彰に価する行為があった者は、学部教授会の意見を徴した上で、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第36条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学部教授会の意見を徴した上で、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第7節 学部教授会

(学部教授会)

第37条 学部に、学部教授会を置く。